

信州大学農学部附属 AFC 手良沢山ステーション演習林の 成立経緯に関する資料

三木敦朗

信州大学学術研究院農学系

要 約

農学部附属 AFC 手良沢山ステーション演習林は、1968年に手良沢山国有林の一部から移管（所管換）されて発足しているが、その過程は必ずしも円滑ではなかった。この経緯に関しては、地元・手良区の資料に基づいた先行研究があるので、本報告では農学部側の資料を用いて先行研究を補完することを試みた。その結果、地元の所管換反対運動は、林野資源の利用継続に対する不安だけでなく、水資源の逼迫が背景にあったことが明らかになった。

キーワード：手良沢山，演習林，国有林，移管，水利権

はじめに

AFC の演習林は、それぞれ成立の経緯や時期が異なる。たとえば、構内ステーション演習林は南箕輪村内の村有林・区有林・私有林が県立農林専門学校（農学部の前身）に寄附されたものであり（1945年）¹、西駒ステーション演習林は、伊那財産区の一部を長野県有林とした上で農学部に寄附されたものである（1955年）²。手良沢山ステーション演習林（以下、「手良沢山演習林」とする）は、手良沢山の国有林の一部を旧赤穂演習林と交換（所管換）した部分（1968年，約218ha）と、国有林上の部分林を有償所管換して演習林とした部分（1980年，約9ha）とからなっている。私有林から国有林まで、様々な経緯をもつ森林が演習林を構成していることは、学生が森林史を学ぶ上でもよい材料となることを意味する。

さて、手良沢山演習林についてみれば、その国有林からの移管は必ずしもスムーズに進んだわけではなかった。これも教育研究の上で重要な材料を提供する。この出来事は、地域史家の手によってまとめられている³。ただしこれらの先行研究は、手良区（旧手良村）側の資料に基づいており、同時期の大学（農学部）側の対応が明らかではなかった。

そこで本報告では、演習林と農学部同窓会に保管されている文書をもとに、先行研究の補完を試みる。手良沢山演習林は、最終的には円満解決した上で移管された。これを検証することは、SGEC 森林認

証基準の適合⁴にとっても意味があると考ええる。

農林専門学校による手良沢山の利用

まず、先行研究をもとに、戦後までの手良沢山の歴史を概観しておこう。沢山は、近世には幕府直轄地（天領）であり、手良6か村（野口・中坪・下手良・福島・野底・上牧）の入会地として利用されていた。明治期以降も林野利用をめぐる村同士の利害の衝突（山論）がしばしば発生していることからみても、村々の生活・産業に欠かせない資源であったことがわかる。その山林が、明治初期にいったん民有地となったのも東の間、1878年に官有地へ一方的に編入されてしまうのである。村々は所有権を主張し抵抗したが、1889年には御料林となる⁵。入山者が盗伐者として逮捕されたり、山林資源の払い下げ手続きが煩瑣であったりして、地元には大きな影響があったという。その後も奪還運動を繰り返すも、一部の土地の払い下げに成功した以外は収奪されたままの状態が続いた。

戦後も、手良村はさっそく奪還のための行動をおこしている。宮原（2013）が引用している、宮内大臣宛「御料地特別縁故払下」請願書（1946年3月15日）がそれである。ここで村は、沢山を村に戻す要求を重ねて示すとともに、「尚一方、本御料林ハ長野県立農林専門学校ヨリ演習林払下請願ノ儀申請ノ由奉り候ヘドモ」専門学校はすでに演習林を学校近隣の小黑山と蔵鹿山に確保済みであることを指摘した。手良沢山の演習林化を牽制したものとされる。

ここで農林専門学校が申請したという「演習林払下請願ノ儀」を裏づけるものが、農学部同窓会所蔵

受付日 2017年1月4日

受理日 2017年1月27日

の文書の中にある。やや長くなるが引用しておこう。
【資料 1】⁶

陳情書

時局ノ要請ト地方ノ切実ナル要望トニ拠リ昭和20年
4月当地ニ長野県立農林専門学校創設セラレ農科及
林科ノ2科ヲ設置シ爾來鋭意教育内容ノ向上ト設備
ノ充実トニ邁進中ニ有之候 念フニ林業教育上演習
林ノ極メテ重要ナルコトハ論ヲ俟タザル所ニ候モ当
地方ニ於テ演習林ニ供用シ得ベキ山地ハ何レモ遠隔
且ツ險峻ニシテ生徒ノ造林実習ニ適当セザル実情ナ
ルハ真ニ遺憾ニ堪ヘザル所ニ有之候 然ルニ同校ヲ
隔ツル2里ノ所ニ在ル左記手良沢山御料林ハ小団地
ナリト雖モ地形、地質、林相、共ニ演習林トシテ絶
好ノ適地ト被在候為メ既ニ同校職員生徒ハ開校以來
数回ニ亘リ同御料林ニ出動シテ勤勞奉仕ニヨリ造林
作業ニ従事シ造林教育ヲ実践致シ居リ基ノ關係深厚
ナルモノ有之候
就テハ同校林業教育施設完備ノ為メ恐縮ノ至リニ候
へ共同御料林払下ヲ忝シ度候条特ニ閣下ノ御明鑑ヲ
賜ハリ御高配ヲ仰ギ奉員惓願候

昭和21年3月25日

長野県上伊那郡町村長会長

宮田村長 清水正清

郡下町長 一同

記

1. 長野県上伊那郡手良村地籍

手良沢山御料林 630町歩

宮内大臣 松平慶民殿

大蔵大臣 洪沢敬三殿

農林大臣 福島千八殿

文部大臣 安部能成殿

農林専門学校の開学（1945年）以降、演習林を探しているが、候補地は遠く急峻で学生の演習に適さない。そこで数回の利用実績がある手良沢山御料林を払い下げてほしい、という内容である。上伊那町村会名義だが、農林専門学校側の提起による陳情といえよう。注目されるのは、「既ニ同校職員生徒ハ開校以來数回ニ亘リ同御料林ニ出動シテ勤勞奉仕ニヨリ造林作業ニ従事シ造林教育ヲ実践致シ居リ」とある点である。当時すでに、手良沢山御料林で実習が実施されていたことがわかる⁷。

もう一つ注目されるのは、町村会の陳情が上述の手良村「縁故払下」請願の直後である点である。手良村が、上伊那町村会の構成村として歩調を合わせねばならない事情をかかえつつ、どうにかして山林

を取り戻そうと苦慮していたことがうかがえる。

当時の手良村の状況は、村長たちの発言（1949年）にもあらわれている⁸。

村長 これには困ったものさ、徳川の天外領が明治維新のいわば農地改革で、明治十一年の没収書一通で簡単に八百町歩を御料林として取られてしまったからね、村のドル箱に大異変を来したワケだ

助役 それからというものは実測八百町歩といわれるこの御料林の払下げ運動をたえず繰返し国有林になった⁹のを機会にさらに運動に馬力をかけたがどうもダメらしいネ

農協長 水田一五〇町歩、畑二〇〇町歩と六百世帯が食うのにやっとなんかという状態なんだから国有林の払下げだけは実現したい〔略〕

村長 食うのに追われては村の発達も覚つかぬから〔略〕

ただし、村側も手をこまねいていたわけではない。戦後には、土地の所有権に関する要求を続けるだけでなく、利用権を獲得する試みもおこなっている。全山の林木払い下げや（1947年）、共有林野の設定を求めた（1953年）。手良小学校の学校部分林（1949年）と手良区の部分林（1962年）については実際に契約を実現している¹⁰。様々な手段を用いて、村側がコントロールできる土地を広げようと努力しているのである。それは、大学が演習林化しようとする直前まで続いていたのであった。

手良沢山の所管換交渉前の状況

手良沢山の演習林化交渉の前の状況を確認しておこう。

当時農学部が構外演習林としていたのは、伊那市内の西駒演習林と、駒ヶ根市内の赤穂演習林¹¹であった。両演習林を確保する際の陳情書が同窓会所蔵文書の中にある。農学部が長野県におこなったものである（1952年頃）。

【資料 2】¹²

演習林設定について

附属演習林は林学科成立の必須条件として本学部設置申請書中にその所要森林面積一千町歩を長野県において調達提供することになっております。現在までは学部内部の設備を急務としましたので演習林設置の問題を見送て来ましたが、既に開学以来六ヶ年を経過し、他の大学にあっては大部分が実現の運

びとなり、当学部としても速やかにこれが解決の必要に迫られている次第であります。

[中略]

従って一千町歩を長野県から割愛を受けたきものと思料いたします。

因みに文部省において多年研究の結果「農林水産学部設置基準」を決定しましたが、これによれば一林学科の附属演習林の最低は一千町歩と定められており¹³この面積は学部設置申請書に記載せられたるところと一致しております。

以上演習林設置を必要とする事情を御諒察の上これが実現の促進方を懇願いたします。

1946年の「陳情書」で求めていた演習林が、大学発足（1949年）後も確保できていないことが確認できる¹⁴。ここで注目されるのは、1,000町歩（≒ ha）の演習林を設定せねばならないことになっている点である。1950年代に手良沢山を演習林にしようとしなかったのは、手良村に国有林解放の要求があったことに加え、1,000ha という面積が手良沢山国有林（約630ha）では達成できず、また県有地でもないことが関係していたと考えられる。

長野県から寄附をうけた西駒演習林と赤穂演習林は、台帳面積がそれぞれ300町歩と627町4反7畝7歩で合計927町歩あまりとなり、これによって概ね上述の基準を達したのであった¹⁵。

手良沢山の所管換交渉

こうして成立した構外演習林であったが、遠隔・急傾斜という点は克服しにくいものであり、農学部

は再び手良沢山を演習林にすることを企図した。所管換に関する交渉の記録は、一部が演習林に保管されている。残存する書類（1965年1月～1967年3月）をもとに、協議の相手と頻度をみると、次表のごとくである。

長野営林局との協議で大枠を定め、伊那営林署と現地踏査など実務的な打ち合わせをしている。また、当初は大学と国有林との二者の関係で、手良区や伊那市との協議はおこなっていないことも注目される。最盛期には毎週営林局（長野市）や伊那市と打ち合わせをし、その努力が多であったことがうかがえる。

会議の内容は詳らかにはできないが、概ね4期にわけることができよう。

第Ⅰ期（1965年初～1966年5月）

営林局との間で、所管換の対象と範囲についての協議をおこなっている。手良沢山国有林のすべてと、西駒・赤穂演習林のすべてを交換しようという案から、土地と林木の所有権をわける案、手良沢山の一部と赤穂とを交換する案¹⁶に至るまで、いくつかの試行錯誤がおこなわれている。現地踏査費用の折半の方法なども協議されており、着実に所管換を実現するつもりであったことがわかる。手良沢山に国有林解放運動があることは情報の一部に含まれているものの、協議の内容にはなっていない。

第Ⅱ期（1966年6月～10月）

現地踏査をしようとしたことで所管換の計画が手良区に伝わり（6月上旬）、これを契機に反対運動がおこった。6月14日には住民37名が伊那営林署へ反対陳情をしたのち、同日区民大会が開催された¹⁷。

表 手良沢山演習林の移管に関する協議回数推移（1965年1月～1967年3月）

期間	計	協議の相手				
		長野営林局	伊那営林署	伊那市	手良区	その他
1965年	1～3月	1				
	4～6月	1	1			
	7～9月	2	1			1
	10～12月	1				1
1966年	1～3月	2	2			
	4～6月	6	6			
	7～9月	5	2	1		1
	10～12月	18	2	4	11	1
1967年	1～3月	3	1		2	
	4～6月	36	7	11	10	7
	7～9月	22	7	3		
	10～12月	9	4	2	1	2
1968年	1～3月	4	1		1	1
計	110	35	21	26	9	19

出典：演習林所蔵文書をもとに集計。

注：回数には合同での現地踏査を含む。協議の相手の名称・区分は当時。「その他」には、文部省・林野庁や駒ヶ根営林署などを含む。

同月17日に農学部と営林署が住民約40名に説明会をもち協力を要請したが住民は反対¹⁸、同月20日には住民代表者5名（おそらく手良区の各地区代表で構成される「伊那市沢山国有林対策委員会」）が営林局に反対陳情をした。さらに、7月29日には地元選出国會議員が紹介者となった「伊那市沢山国有林の移管反対に関する請願」が衆議院本会議で採択されている¹⁹。手良区の行動はかくも迅速であった。

手良区側の懸念事項は、先行研究や当時の報道をもとにすれば、主に下記の3点に要約されよう。

- ①事前協議がなかった。
- ②大学演習林になると、国有林がおこなっている森林資源の払い下げや林道利用が継続されなくなるのではないかと。
- ③大学演習林になると、伐採量が増え²⁰、管理も不十分になるのではないかと。その結果、水源である棚沢川の流量が不安定（渇水・洪水）になるのではないかと。

農学部と営林署は疑念を解消しようと何度か説明をおこなっているが、①に起因する不信感が大きく受け入れられる状態ではなかったと思われる。地元にとっては「むら」の山であるが、諸機関にとっては国の山であるという、入会山をめぐる典型的な認識の差があったのかもしれない。

②に関してはその後の交渉ではウェイトが下がる。伊那市での薪炭生産の戦後のピークは昭和20年代であって、すでに当時は生産が低調であった²¹。「村のドル箱」であったところに比べると、林野の直接的利用は減少していたと考えられる。より大きな問題は③であって、交渉の中心もここにおかれるようになる。

第Ⅲ期（1966年11月～1967年6月）

協議を通じて次第に、手良区が沢山国有林に求める主な機能が水源涵養機能であることが明らかになる時期である。沢山を流れ下る棚沢川に水源を依存していた手良区では、明治期以後も水利権や新規開田をめぐる問題が続いており、当時も水源確保のために三峰川総合開発事業が実施されていた²²。森林の管理主体・方針が変わることで流量・水質が変動することは、手良区としては避けねばならないことだったのである²³。

したがって、関係者の会議では何らかの手法で水源開発ができないかという協議が重ねられている。ダムやため池を棚沢川沿いに建設する案、天竜川から揚水する案などが検討されているが、いずれも市や県がおこなうべき別件であること、ダムなどを建

設しても開田面積が小さく費用対効果が見込めないことで困難であることなどが指摘された。3月には、飯田市の兀岳などが演習林の代替候補地としてあげられている（5月上旬には現地踏査も実施）。すでに所管換のための予算の一部が承認されており、手詰まり感とせまるタイムリミットに追いつめられていたことがうかがえる。

状況が変化したのは5月下旬であった。農学部側が、手良区・伊那市との協議で「量水試験等」をおこなう研究試験施設について「設置するよう努めたい」（5月19日）、「現地調査を行った」（同29日）などと報告している。「水資源開発に関する研究施設を造り実験研究を行うかたわら、これをもって地域の開発に役立つようつとめる用意がある」（6月6日）ことを確約し、6月7日には「手良沢山国有林の信州大学農学部演習林移管についての取り交し書」（後述）が調印されたのであった。

わずか半月の間に事態を大きく動かした「量水試験等」施設とは、地下水調査（鑿泉（井戸掘り）のための探索）のことである。この見通しがたったことが、手良区側の不安を拭う決定打となったと考えられる²⁴。

第Ⅳ期（1967年6月～1968年3月）

農学部と手良区との間で「取り交し書」が結ばれたことで、具体的な所管換の協議がすすむ時期である。

ここで課題とされたのは、沢山の中での演習林の位置と面積であった。沢山国有林の全部ではなく一部であるという方針はすでに決まっていたが、具体的にどの林班を演習林とするかは未確定だった。赤穂演習林の現地調査によって、航空写真で推定されていたよりも広葉樹林が多いことが判明し、森林の評価額が少なくなったことと、一方の手良沢山は、協議が長引くあいだに材価と地価が高騰した²⁵影響で評価額が高くなったことが主な原因である。手良沢山の中で演習林が断片化しかねない状況を、なんとか連続した土地にしようと試案をくり返していることが記録に残る。

最終的には、手良沢山の一部（約218ha）の評価額約2億1,600万円に対し、赤穂演習林（約577ha）の評価額は約6,700万円となり、約1億4,900万円の差金を支払った上での所管換となった。

所管換後の経緯

農学部と手良区との「取り交し書」は下記の通りである。

【資料3】²⁶

手良沢山国有林の信州大学農学部演習林移管についての取り交し書

1 大学は教育及び研究機関であるので適正な経営案により経営し、治山・治水については最善の管理をするものとする。これについての施業計画は編成時に公開説明する用意がある。

2 大学は、調査測量の結果移管完了後、水資源開発に関する研究施設を造り実験研究を行うかたわら、これをもって地域の開発に役立つようにつとめる用意がある。なお、将来地方公共団体から温水ため池の設置の要望があった場合には、温水ため池ならびに附帯施設の用地については無償貸与する用意がある。

3 大学は併用林道の維持、地元労務者の雇用ならびに薪炭材の払い下げについては営林局で従来行っていたものを継承する。

上記の条項を相方了承の上、異議なく手良地区・沢山国有林の信州大学農学部演習林に移管を同意したので、本書六通を作成し、手良四地区及び信州大学農学部並びに伊那市役所にそれぞれ一通を保管するものとする。

昭和42年6月7日

信州大学農学部長 松沢盛茂

伊那市沢山国有林対策委員会

〔委員長以下4名。署名省略〕

立会人

伊那市長 田畑五郎司

第1条にある施業計画の公開・説明は、さっそく1968年3月に実行された。2～3haの伐採をおこなう計画を示し、手良区の諒承を得ている。

第2条にある水資源開発に関しては、移管前から一部実行に移された。これについては、手良区の野口公民館にある碑が記している²⁷。

野口区は農家経済の安定を図るため畑地帯の新規開田を計画し此の水源地を地表水に求める事が不可能の為水源は挙げて深井戸暗渠排水に依る私水を以って開発する事とし野口区民の多年の念願であった水田化事業の大計画が昭和四十二年六月二十六日野口区総会で満潮一致決定直ちに開発委員会を構成し科学的な水資源の調査については信州大学農学部当局と諸先生方の御協力を得て電探を実施し〔以下略〕

「電探」とは電気探査による地下水調査のことである。「取り交し書」の同月内に水田化事業が決定され、大学との共同が始まっていることがわかる。演習林所蔵文書の中にも、1967年12月には鑿泉の結果が良好との会議記録が残る。この事業を通じて30ha余が開田された²⁸。

なお、「取り交し書」にある温水ため池などの施設については、設置されなかったようである。品種改良や1970年代以降の減反政策によって、必要性が薄れたためであろう。第3条の諸項目は実行された²⁹。

1968年の所管換の際には、権利関係が複雑で立木も育成段階で評価しづらいなどの理由で、部分林が対象地から除外されたが、これは1980年に部分林契約を解除したのち約2,700万円で大学が有償所管換した³⁰。手良区はこの収益を手良小学校の改築にともなう環境整備などに利用している³¹。この前後の協議は、大きな問題なく進んだようである。

ま と め

以上の検討から、二つのことが推測される。

第一に、先行研究が指摘するように、手良区側にとっては演習林への移管は突然の出来事であった。他方、農学部側には農林専門学校時代からの演習利用の実績があり、地元理解の見通しについてはやや楽観的な展望をもっていたのではないと思われる。

第二に、先行研究においては、国有林の奪還運動と水利権の問題は個別に論じられてきたが、両者は密接に関係していた。山林の利用圧は燃料革命や外材の輸入で下がった一方、新規開田の要求が継続してある中では水資源の逼迫は未だ大きな問題であった。棚沢川の流量不安定化は開田と古田の水利権問題を顕在化させ、地域内に摩擦をうみだす可能性がある。その原因となるおそれがある上流域の森林管理体制の変更は、手良区にとっては看過できないものであつたらう。地域社会からすれば、自然資源の利用を他者によって妨げられないこと、地域の自治的利用ルールを貫徹することが重要であつて、森林資源だけ、水資源だけの歴史を取り出して読み解くことはできないのかもしれない。その点で、当時の地域の関心事が水資源の維持にあつて、それを解決することが重要であると見抜き、ダム・ため池か揚水という地表水に依存した選択肢しかなかったところに、地下水の探索という新しい解決策を提示したのは卓見であつたといえよう。

これらの過程から、何が教訓として得られるだらう

うか。地誌が「沢山国有林や演習林で作業や学習するために単に通過するだけであって、住民との交流は全くなかった」³²と指摘していることを、我々は今でも重くみなければならぬだろう。獣害対策・ジビエ利用の面でも新たな結びつきができつつあるように、今後も発展させねばならない点である。また、森林管理の水準について地元の信頼を得る必要があることは、現在でも変わりがない。施業計画を公開・説明して地域のチェックの目につけた経験は、今日、SGEC 森林認証の第三者による審査として改めて展開しているのである。

謝 辞

演習林の歴史については、島崎洋路氏（元信州大学教授）から情報を得た。手良の歴史については、宮原達明氏（地域史家）の研究から教えられるところが多かった。ただし本稿での資料解釈は筆者によるものであり、誤りは筆者に責がある。なお、本稿は JSPS 科研費 JP25292090 の成果の一部である。

注

- 1 作道好男・作道克彦編（1987）信州大学農学部史、教育文化出版：43。
- 2 島崎洋路氏の教示による。三澤勝人（2006）信州大学農学部の開設と沿革について、伊那路50(12)：516-520も参照のこと。
- 3 伊那市史編纂委員会編（1982）伊那市史 現代編、伊那市史刊行会：100-103。手良誌編集委員会編（2012）手良誌、手良誌刊行委員会：117-128。宮原達明（2013）奪われた山林 手良沢山の官有林奪還運動、伊那路57(11)：409-417。
- 4 例えば基準5-2に関連する事項。
- 5 御料林への編入は手良沢山に限ったことではなかった。木曾谷と富士山の周辺に御料林を集中させようとして、長野県内では木曾郡以外にも上・下伊那郡、諏訪郡の官有山林原野が編入されている。林業発達史調査会編（1960）日本林業発達史 上巻、林野庁：104。長野県（1986）長野県史 近代史料編第5巻(4)、長野県史刊行会：441。
- 6 農学部同窓会所蔵文書より。原文は旧字体。ただし原文は陳情書の原本ではなく、のちに筆写されたもので、算用数字も原本では漢数字だったものと思われる。
- 7 1946年当時学生であった島崎氏によれば、手良沢山御料林内に戦時中松脂採取のために用いられていた小屋があり、そこを改装して、泊まり込みで実習がおこなわれたという。内容は造林だけではなく、測量などもおこなわれた。なお、前掲、三澤勝人

（2006）：516は、農学部開設時に「低地林は手良澤山の国有林を分与していただき二二〇ヘクタールを確保出来た」とするが、「分与」がどういう意味なのかは判然としない。

- 8 「わが村の記（245）わが村の“鼎談” 手良村」『夕刊信州』1949年9月4日付。なお、引用文中「ママ」とルビを付した部分は、誤字と思われるが原文表現を尊重したことを示し、〔 〕は引用者による省略を示す（以下同じ）。
- 9 御料林は1947年に国有林に統一された。
- 10 前掲、伊那市史編纂委員会編（1982）：410-411。
- 11 赤穂演習林は、赤穂御料林の一部であった中田切山を赤穂村が払い下げて取得し（1936年。のちに駒ヶ根市の合併時に赤穂財産区）、それが付近の県有林と財産交換されたうえで、県有林として大学に寄附されたものである。手良沢山演習林と交換されたのち国有林となっている。駒ヶ根市誌編さん委員会編（1979）駒ヶ根市誌 現代編上巻、駒ヶ根市誌刊行会：801および813。
- 12 同窓会所蔵文書より。原文は旧字体。日時が欠落しているが、文中に「開学以来六ヶ年を経過」とあるので1952年のものと推測される。
- 13 現行の「大学設置基準」（1956年、文部省令）の前の、「大学基準」（1947年、大学基準協会）に関連するものと思われるが、詳細はわからなかった。
- 14 亜高山帯の演習林は、「当初飯島町より与田切川上流（百間灘）の土地の抛出の申出があったが、学部より遠すぎるとの理由により不調に終わった」という。前掲、三澤勝人（2006）：517。
- 15 ただし台帳面積である。のちの実測面積は西駒演習林約250ha、赤穂演習林約577ha（計約827ha）であって、ひらきがある。
- 16 国有林側には、赤穂を再獲得すれば中央アルプスの国有林が連続する（断片化を解消できる）という利点があったようである。
- 17 「“国有林の移譲” 待った ハゲ山できると反対 伊那営林署の説得も難航」『中日新聞』、1966年6月16日付。
- 18 「国有林の信大移譲で紛糾 手良地区民が猛反対 管理がズサンにハゲ山のおそれも」『伊那毎日新聞』1966年6月20日付。
- 19 『官報』号外1966年7月29日付「第52国会衆議院会議録第7号」。
- 20 論拠は不明である。なかには「放牧するのではないか」という疑念もあった。
- 21 前掲、伊那市史編纂委員会編（1982）：404-405。
- 22 前掲、手良誌編集委員会編（2012）：134-136および222-230。
- 23 1967年4月28日に農学部・営林署・伊那市・手良区でもたれた会議では、「最近に至り相当量を伐採し

ているため出水量が減少しかんばつの処があり、又災害発生が懸念される」という手良区側の発言記録がある。水量の減少が増伐と結びつけられて認識されていることが読み取れる。

²⁴ 「地元も態度柔らく 伊那・沢山国有林移管問題 田畑市長の調停でメド」『読売新聞』1966年12月3日付は、「地元の反対の最大理由」を「演習林になった場合の水利確保」としている。

²⁵ 手良沢山の主要樹種であるヒノキは、上伊那の原木市場では1966年6月から1967年10月のわずか1年余のあいだに1.5倍以上に上昇した。

²⁶ 演習林所蔵文書より。

²⁷ 手良区野口「豊穰」碑（伊那市手良野口958-1）、1969年4月29日付。

²⁸ 前掲、手良誌編集委員会編（2012）：230。上記「豊

穰」碑には水利権の協定に関する碑が附属するが、ここからは、渇水時には新規開田よりも古田のほうが優先するなどの取り決めが井戸の開発後も存在したことが読める。開田が古田と同じように地表水を使えるようになったのは、碑文によれば1981年になってからである。

²⁹ 詳細は別稿としたい。

³⁰ 演習林所蔵文書より。1977年から所管換までの資料の一部が残っている。

³¹ 前掲、伊那市史編纂委員会編（1982）：410-411。ここでは部分林も1968年に移管され、契約相手が「長野営林局長に代って信州大学長になった」と記されているが、演習林所蔵文書では確認できなかった。誤認だと思われる。

³² 前掲、手良誌編集委員会編（2012）：128。

Establishing process of Terasawayama Station, AFC, Shinshu University

Aturo Miki

Faculty of Agriculture, Shinshu University

It was not all smooth process to transfer of jurisdiction to Terasawayama Station from a part of Terasawayama national forest at 1968. This report supplement previous researches that based on historical documents owned Tera community by using documents of Shinshu University. It became clear that a community's movement against the transfer was caused by not only insecure about permanent use of forest resources but also tension concerning water right within the community.

Keywords : Terasawayama, research forest, national forest, transfer of jurisdiction, water right